

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合定年前再任用短時間勤務制に関する規則

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合定年前提任用短時間勤務制に関する規則

（目 的）

第1条 この規則は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下、「法人」という。）職員就業規則第18条の規定するところにより、法人職員の60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）以後、定年前提退職した者を、短時間勤務の職に採用する場合（以下、「定年前提任用短時間勤務制」という。）について、鹿児島県教育委員会事務局職員の例に準じて必要な事項を定めることを目的とする。

（任用条件・任期）

第2条 本人の能力、成績及び健康状態等を勘案して、選考のうえ定年前提任用短時間勤務の職として採用することができる。定年前提任用短時間勤務職員の任期は、定年前提任用の日から定年退職日相当日（常勤職員の定年退職日）までとする。

（勤務時間）

第3条 定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間は、柔軟な勤務形態を可能とするため、週15時間30分から31時間までの範囲内で理事長が定めた時間とする。

（休暇）

第4条 定年前提任用短時間勤務職員の休暇の種類は、常勤職員と同様とする。定年前提任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で、その職員の勤務形態に応じて付与する。

（給料）

第5条 定年前提任用短時間勤務職員の給料月額は、鹿児島県職員の給与に関する条例の別表第1、行政職給料表における「定年前提任用短時間勤務職員」の3級に対応する給料月額に、1週間当たりの勤務時間に乗じて、フルタイム勤務職員の1週間当たりの勤務時間を除して得た額（1円未満の端数は切捨て）とする。

（諸手当）

第6条 定年前提任用短時間勤務職員に支給される手当は、次のとおりとする。

通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、期末・勤勉手当

(服務)

第7条 定年前再任用短時間勤務職員の服務については、常勤職員と同様とする。

附 則

(施行月日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。